

## 別記3-1

(最終需要者が確定している場合)

### 最終用途誓約書に係る注意事項

経済産業省

貴社（あなた）が調達しようとする貨物、ソフトウェア又は技術は、国際的な輸出管理に関する合意のもと、日本の外国為替及び外国貿易法に基づき輸出が規制されています。供給者は、日本の経済産業省の許可を得る必要があります。このため貴社（あなた）には、以下のことについて理解していただき、協力をお願いします。

1. 経済産業省により指定された最終用途誓約書の内容及びこの「最終用途誓約書に係る注意事項（以下「誓約書注意事項」という。）」をよく理解し、その遵守をお願いします。その上で、最終用途誓約書の所定欄に署名者が直筆で☑をし、貴社（あなた）の代表又は権限を与えられた者による署名をしてください。最終用途誓約書は2通作成し、1通は貴社（あなた）が保管し、もう1通は供給者（日本の輸出者）に届くようにしてください。
2. 貴社（あなた）が今回入手したアイテムの所有権・使用権をやむを得ない事情で第三者に移転するときには、事前に、新たな最終需要者が、大量破壊兵器（ウラン濃縮、核燃料再処理、重水製造、ロケット・無人航空機の製造等を含む。）や武器の開発・製造の活動に関与していないことを確認してください。
3. 貴社（あなた）が今回入手したアイテムの所有権・使用権をやむを得ない事情で国内の第三者に移転するときには、経済産業省により指定された最終用途誓約書の様式（あて先は貴社（あなた）となります。）及び誓約書注意事項を新たな最終需要者に提示し、新たな最終需要者によって署名された最終用途誓約書を2通取得してください。1通は新たな最終需要者が保存し、1通は貴社（あなた）が保存することになります。
4. 貴社（あなた）が今回入手したアイテムをやむを得ない事情で再輸出するときには、書面により、経済産業省から義務を課された供給者（日本の輸出者）の事前了解を得てください。その際には、新たな最終需要者の存在、事業内容等を説明し証明するために、新たな最終需要者の事業登記簿、会社案内パンフレット等の客観的資料の提出が必要になります。さらに、新たな最終需要者が署名する経済産業省により指定された最終用途誓約書（あて先は日本の輸出者となります。）を提出（2通作成し、1通は新たな最終需要者が保存し、もう1通は供給者を通じて経済産業省へ提出）することも必要になります。（供給者が不明なときは、経済産業省に問い合わせてください。）
5. 将来、経済産業省が必要と認めるときには、直接又は供給者を通じて、貴社（あなた）が今回入手したアイテムの使用状況、保管状況、第三者への所有権・使用権の保有状況などを聞くことがあります。その時には、可能な限りの協力をお願いします。
6. 誓約事項に対して何らかの虚偽の声明又は不遵守があった場合は、将来的に、経済産業省の審査方針において否定的な影響を与えることがあります。